

# ホスト通い 膨らむ「つけ」

## 県内の20代女性

### 80万円返済焦り性風俗に 優しさ一転「臓器を売れ」

「臓器売ったらいいじゃん」  
「逃げたらどうなるか分かって  
るよね」。

熊本県内の20代女性はホスト  
クラブの売掛金(つけ)が最高  
約80万円に膨らんでいた。ホス  
トから返済を迫られ、性風俗店  
で体を売った。「自分が悪いん  
だけども」。心身ともぼろぼろ  
になり、後悔してもしきれない。  
始まりは昨年10月。友人に誘

われ、好奇心から熊本市中心部  
のホストクラブを訪れた。初め  
ての夜の世界は、全てが新鮮だ  
った。ホストたちが代わる代わ  
る自分の席に来て、言葉を交わ  
した。最後に、もらった名刺の  
中から「しゃべっていて一番楽  
しかった」1人をお気に入りとし  
て選び、LINE(ライン)  
を交換した。

「暇だから来てよ」。ホスト  
から頻りに連絡が入るようにな  
った。断れない性格で週に1、  
2回、多い時は4回通った。最  
初の頃は1回2万〜3万円だっ  
た会計は10万円ほどに増えた。  
「店でナンバーワンになりたい。  
シャンパン入れて」。ホストに  
そう言われ、ついうなずいてし  
まった。

ある時、ホストの誕生日イベ  
ントで「酒をつけてほしい」と  
頼まれた。約80万円もするシャ  
ンパンタワーをつけて注文し  
た。はしゃぐホストを横目にど  
うやってこのお金を払おうと  
不安になった。

2カ月もすると貯金は底をつ  
いた。何とか返済しなければ  
と焦りが募った。まとまった金  
を稼いど性風俗店の従業員に  
応募した。日中は専門学校に通

い、夜は風俗店で働いた。給料  
として受け取った現金はそのま  
まホストクラブに持参し、2万  
〜3万円ずつ返した。

しかし、つけはむしろ増えて  
いった。返済に行っただけなの  
に酒を飲むように誘われた。1  
人暮らしの家賃や水道光熱費の  
支払いは滞り、食費の当てもな  
ままでに5万円払え」「臓器を売

警察庁によると、ホストクラブを巡っ  
ては「料金が払えなくなると売春するよ  
う言われた」「稼いだ金を持ってくるよ  
う迫られた」といった相談が全国の警察  
に寄せられ、2023年は2675件に  
上った。

悪質なホストクラブ対策として今年6  
月、改正風営法の一部規定を除いて施行  
された。改正法は恋愛感情に乗じた営業  
や、料金支払いのための売春強要を規制。  
風俗店が従業員の紹介を受けた対価をス  
カウトらに支払う「スカウトバック」も  
禁止した。

熊本県警は8月、客を脅して売掛金の  
返済を迫ったとして、風営法違反容疑で  
ホストを逮捕した。料金を支払わせるた  
め客を脅して困惑させる行為を禁止した  
改正法の規定を適用した全国2例目の逮  
捕だった。県警は8〜10月、刑法の恐喝  
や恐喝未遂容疑でもホストら3人を逮捕  
した。

7月にはスカウトバック禁止の規定を

い。痩せ細って今年4月にはス  
トレスで歩けなくなり、風俗店  
の仕事にも行けなくなった。

意を決して「今日は払えない」  
とホストに告げた。すると、か  
つて入れ込んだ相手からかけら  
れたのは、優しさやいたわりと  
は正反対の言葉だった。「明日  
までに5万円払え」「臓器を売

れ」。怖くなって、なけなし  
の電子マネー2千円を送った。  
6月に友人の勧めで弁護士に  
相談。つけの返済でホストに脅  
されたと警察に被害を届けた。  
県警は10月、電子マネー2千円  
を脅し取った恐喝の疑いでホス  
トを逮捕した。そのホストは最  
終的に熊本地検で不起訴処分と  
なった。

一連の出来事でショックを受  
けた女性は精神科に入院し、専  
門学校を休学した。シャンパン  
タワーを注文してしまったあの  
夜を思い返し、「なぜ断れなか  
ったのか」と今も自分を責め続  
けている。(佐藤千尋)

## 改正風営法施行 摘発相次ぐ

全国で初適用し、熊本市で性風俗店を経  
営する会社役員2人を逮捕した。県警は  
全国的なスカウトグループの一員に対価  
を支払ったとみている。

県警の捜査幹部は「匿名・流動型犯罪  
グループの関与が疑われる事例もあり、  
摘発に力を入れる」と強調する。ただ、  
8〜10月に逮捕したホストら4人と、7  
月にスカウトバックで逮捕したうちの1  
人はいづれも不起訴処分となった。

東京・歌舞伎町で風俗関係のトラブル  
相談を受け、業界に詳しい若林翔弁護士  
(東京)によると、ホストクラブ側には  
困惑も広がる。改正法は女性客をあおら  
ないよう、ホストの売り上げや順位を店  
舗に掲示することも禁じた。ホストから  
は「モチベーションが出ない」「やりづ  
らい」といった声を聞くといい。

若林弁護士は客の被害をなくするため、  
法改正自体は適切。クラブ側も内容を理  
解し、変わっていくことが大切だ」と話  
す。(清水咲彩、佐藤千尋)



ホストクラブで多額のつけを背負い、返済に追い  
込まれた女性。今も自分を責めているという

＝9月19日、熊本市中央区